

社会福祉法人富士市社会福祉協議会役員報酬及び旅費等支給規程

制定	昭和45年	3月30日
改正	昭和48年	3月2日
改正	昭和51年	3月18日
改正	昭和55年	3月19日
改正	平成3年	8月9日
改正	平成4年	5月1日
改正	平成19年	3月16日
改正	平成26年	8月20日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士市社会福祉協議会の役員（以下「役員」という。）の報酬及び旅費の支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本会の会長及び常務理事に対して、報酬を支給する。

2 会長の報酬の額は、月額5万円とする。

3 常務理事の報酬は、給料、通勤手当及び期末手当とし、給料については、社会福祉法人富士市社会福祉協議会職員給与規程に定める給料表4級28号相当とし、手当は職員の例により支給する。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に給料を支給することができる。

第4条 会長及び常務理事の報酬は、就任した月分から支給する。

2 会長及び常務理事が辞任、解任、または死亡によりその職務を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(旅費)

第5条 役員が職務のため出張した場合の旅費は、社会福祉法人富士市社会福祉協議会旅費規程により支給する。

(実費弁償)

第6条 社会福祉法人富士市社会福祉協議会定款に定める会議の招集に応じ会議に出席した場合の実費弁償は、車賃として1,000円、日当として2,000円を一律に支給する。

2 富士市一般職の職員、本会の職員が役員を兼ねるとき及び常務理事には、前項に規定する実費弁償は支給しない。

附 則

この規程は、昭和45年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。